

紹介受診重点医療機関の決定について

1 経緯

- 令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立・公布され、**地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告等が医療法に位置づけられた。**（令和4年4月1日施行）
- 具体的には、
 - ① 対象医療機関が都道府県に対して、外来医療の実施状況について**レセプトデータを基に報告**（外来機能報告）する。
 - ② 当該報告を踏まえて、「地域の協議の場」において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行う。
 - ③ この中で、「**医療資源を重点的に活用する外来**」を地域で基幹的に担う医療機関として、「**紹介受診重点医療機関**」を明確化することとした。
- 医療資源を重点的に活用する外来の例示
 - ① 医療資源を重点的に活用する**入院の前後**の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
 - ② **高額等の医療機器・設備を必要**とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
 - ③ **特定の領域に特化**した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

2 紹介受診重点医療機関の基準（外来機能報告等に関するガイドライン）

(1) 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（重点外来基準）

- 初診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が40%以上 かつ 再診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が25%以上

(2) 紹介率及び逆紹介率の基準

- 紹介率50%以上 かつ 逆紹介率40%以上

(3) 「地域の協議の場」での協議方向性

- (A) 「重点外来基準」を**満たし**、医療機関が**意向を有する場合**
⇒「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に**意向を承認する**。
- (B) 「重点外来基準」を**満たさない**が、医療機関が**意向を有する場合**
⇒「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に**協議**を行う。
(地域性や当該医療機関の特性等を考慮して**議論**)
- (C) 「重点外来基準」を**満たすが**、医療機関が**意向を有しない場合**
⇒「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に**意向を承認するが**、委員からの意見があった場合は、再度、次回の協議の場に向けて改めて意向を確認する。

3 令和5年度外来機能報告結果

（西三河南部東医療圏の精神科病院を除く13病院及び11診療所が報告）

・詳細は、令和5年度外来機能報告結果（抜粋）

		紹介受診重点医療機関となる意向	
		あり	なし
重点外来基準	満たす	2施設（A）	2施設（C）
	満たさない	0施設（B）	20施設

<イメージ図>



